



接種無料 新型コロナワクチン接種のお知らせ

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。本人による同意がある場合に限り、接種が行われます。

12歳以上の方へ 追加接種(3回目)実施中

12~17歳の方 追加接種を受けられるようになりました

令和3年11月15日までに2回目接種を完了した方には、令和4年4月8日に接種券を発送しています。
 ※12~17歳の方は、ファイザー社製のワクチンを使用します。

追加接種(3回目)の接種券の発送

※お手元に届くまで数日かかる見込みです。

令和3年11月15日までに2回目接種を完了した方には、発送済みです。

2回目の接種完了日(令和3年)	発送日(予定)
11月16日~30日	4月27日(水)
12月1日~15日	5月11日(水)

2回目接種後に転入された方など

3回目の接種をご希望の方は、専用HPまたは西東京市新型コロナワクチンコールセンターへご確認ください。

接種場所と予約方法 接種券が届き次第、2回目接種から6カ月後以降の日をご予約ください。

- 集団接種会場・市内5病院…インターネットまたは電話で予約(下記参照)
 - 市内診療所・クリニック…医療機関へ直接予約
- ※接種会場の詳細は専用HPまたは接種券に同封の案内をご確認ください。

集団接種 市内5病院 の予約方法 要接種券

● **インターネット**で予約
 スマートフォンかパソコンからアクセス



● **電話**で予約(通話料有料)
 下記 **西東京市新型コロナワクチンコールセンター** から

12歳以上で未接種の方へ 初回接種(1・2回目)実施中

新たに12歳になる方、個別の事情で1回目または2回目の接種を受けられなかった方への接種の予約を随時受け付けています。
 ※小児(5~11歳)の接種券および予診票をお持ちの新たに12歳になる方は、接種券および予診票はそのまま使用できます。

☎ 下記西東京市新型コロナワクチンコールセンターへ電話

5~11歳の方へ 小児接種実施中

※新たに5歳になる方には、5歳到達後に接種券を発送します。

※ファイザー社製(小児用)

☎ 5~11歳(接種日時点)の方 (接種日の時点で市に住民登録のある方) ※詳細は、発送済みの接種券・専用HPをご確認ください。

接種場所	予約方法
集団接種会場 ● 田無アスタワクチン接種会場 ● きらっと(田無庁舎隣接) ※4月23日(土)から	● インターネット ● 電話 「西東京市新型コロナワクチンコールセンター」へ
市内病院・診療所・クリニック	医療機関へ直接予約 ※専用HP・接種券に同封の「医療機関一覧」をご確認ください。

◇保護者の方へ

ワクチン接種は強制ではありません。

- 接種券に同封の説明書などを読んで、ワクチン接種について、お子様と一緒にご検討ください。
- 接種当日は保護者の同伴が必要です。

西東京市新型コロナワクチン相談窓口

- ☒ 田無庁舎2階、防災・保育保健福祉総合センター4階
 - ☒ 接種券再発行・ワクチン接種に関するお問い合わせ、インターネットによる予約サポートなど
- ※予約をご希望の方は接種券をご持参ください。

西東京市新型コロナワクチンコールセンター

ワクチン接種に関するお問い合わせはこちら
☎ 03-5369-3904
 ☎ (月)~(土) 午前8時30分~午後7時
 ※(祝)・(休)を除く

※聴覚に障害のある方
☎ 042-439-6171

ご利用ください! 中小企業事業資金融資あっせん制度

▶ 産業振興課 ☎ 042-420-2819

中小企業事業資金融資あっせん制度

- ☒ 中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん
- ☐ 要件 ● 同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人
- 資金の限度額など(右表参照)

創業資金融資あっせん制度

- ☐ 要件
- ① 創業資金融資あっせん
- ☒ 市内で新たに創業する中小企業者や創業から1年未満の市内中小企業者への創業資金の融資あっせん
- ② 特定創業
- ☒ 市創業支援等事業計画に位置付ける本市の「特定創業支援等事業」により支援を受け、証明書を取得した方への従来の創業資金よりも利率などが優遇された融資あっせん
- ☐ 要件
- 事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成済みであること ※資金の限度額など詳細は右表参照
- <新たに創業する場合>
- 個人(①は在住のみ)…事業所を市内に設立すること
- 法人…本店または支店などを市内に設立すること
- 事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得すること
- <創業から1年未満の場合>
- 個人(①は在住のみ)…事業所が市内にあること
- 法人…本店または支店などが市内にあること

借換資金融資あっせん制度

- ☒ 事業者円滑な資金供給を促進し、事業計画の見直しや事業を拡大することを目的とし、既存融資を償還するための貸し付けと新たな貸し付けを併せて受けることができる融資あっせん
- ☐ 要件 ● 既存融資の償還を1年以上継続して行っていること
- 資金の限度額など(下表参照)

☐ 申込書類 市HP・産業振興課(田無第二庁舎5階)・取扱金融機関で配布
 ※詳細は申込書類をご覧ください。
 ☒ 令和5年3月31日(金)までに、提出書類を産業振興課へ持参

☐ 中小企業事業資金融資あっせん制度・創業資金融資あっせん制度・借換資金融資あっせん制度の要件

資金区分	運転資金	設備資金/ 運転・設備併用	借換運転資金/ 借換運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	1,500万円
償還方法	元金均等月賦償還		
償還期間	5年以内 (据置6カ月以内)	7年以内 (据置6カ月以内)	10年以内 (据置なし)
	※特定創業は据置12カ月以内		
融資利率	年1.975%		
利子補給率	年0.995%	※特定創業は年1.395%	
借受者負担率	年0.980%	※特定創業は年0.580%	